

第2期八戸市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後					変 更 前				
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) ~ (2) ① 略 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業					4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 [1] 略 [2] 具体的事業の内容 (1) ~ (2) ① 略 (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業				
事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項	事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
八日町地区複合ビル整備事業 [内容] (略)	(略)	(略)	(略)		八日町地区複合ビル整備事業 [内容] (略)	(略)	(略)	(略)	
本八戸駅通り地区街なみ環境整備事業 [内容] (略)	(略)	(略)	(略)		本八戸駅通り地区街なみ環境整備事業 [内容] (略)	(略)	(略)	(略)	
くらしのみちゾーン整備事業 [内容] (略)	(略)	(略)	(略)		くらしのみちゾーン整備事業 [内容] (略)	(略)	(略)	(略)	
八戸都市計画道路事業3・5・1 沼館三日町線 [内容] 3・5・1 沼館三日町線の整備 ・幅員 15m ・延長 700m [実施時期] 平成 22~28 年度	県	本八戸駅通りは JR 八戸線本八戸駅と三日町周辺をつなぐ道路であり、鉄道利用者が中心市街地を訪れる際の主要な道路となっている。しかし、道路の幅員は約 9m と狭く、安全な歩行空間の確保が課題となっている。当事業は、新たな道路を整備することにより、車道と歩道を分離し、歩行者の安全を確保するものである。	[措置の内容] <u>社会資本整備総合交付金(道路事業(街路))</u> [実施時期] 平成 22~28 年度		八戸都市計画道路事業3・5・1 沼館三日町線 [内容] 3・5・1 沼館三日町線の整備 ・幅員 15m ・延長 700m [実施時期] 平成 22~28 年度	県	本八戸駅通りは JR 八戸線本八戸駅と三日町周辺をつなぐ道路であり、鉄道利用者が中心市街地を訪れる際の主要な道路となっている。しかし、道路の幅員は約 9m と狭く、安全な歩行空間の確保が課題となっている。当事業は、新たな道路を整備することにより、車道と歩道を分離し、歩行者の安全を確保するものである。	[措置の内容] <u>地域自主戦略交付金(道路事業)</u> [実施時期] 平成 22~28 年度	
県道妙売市線交通安全施設整備事業 [内容] 県道妙売市線の歩道整備および三日町~六日町地区の電線地中化 [実施時期] 平成 18~26 年度	県	県道妙売市線は歩行者、自動車交通量ともに多い道路であるが、歩行空間が狭く、交通事故も発生しているため、歩行者の安全確保が課題となっている。当事業は、歩道を拡幅・電線類地中化を実施することにより、歩行者の安全を確保するものである。	[措置の内容] <u>防災・安全交付金(道路事業)</u> [実施時期] 平成 18~26 年度		県道妙売市線交通安全施設整備事業 [内容] 県道妙売市線の歩道整備および三日町~六日町地区の電線地中化 [実施時期] 平成 18~26 年度	県	県道妙売市線は歩行者、自動車交通量ともに多い道路であるが、歩行空間が狭く、交通事故も発生しているため、歩行者の安全確保が課題となっている。当事業は、歩道を拡幅・電線類地中化を実施することにより、歩行者の安全を確保するものである。	[措置の内容] <u>地域自主戦略交付金(道路事業)</u> [実施時期] 平成 18~26 年度	
(3) ~ (4) 略					(3) ~ (4) 略				
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 略					5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項 略				

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 [1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) ~ (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
八日町地区複合ビル整備事業【再掲】 [内容] (略)	(略)	(略)	(略)	
六日町地区複合ビル整備事業【再掲】 [内容] ・老朽化した2つのビルを解体し、複合商業ビルを整備する ・調査事業に基づいた商業フロアを複合ビル内に整備する [実施時期] 平成25~28年度	(株)江陽閣	当地区は中心市街地の東西の軸となる主要な幹線道路に面し、バス路線網の結節点となる中心街ターミナルの向かいにある市内交通の要衝である。かつては、両ビルとも商業施設として賑わっていたが、現在は空ビルになっている。特に、平成19年のファッションビル「R e c . 」閉店は、中心市街地の賑わいが大きく失われる一因となったため、賑わいを取り戻すためには、当地区の再整備が必要である。 <u>また、ビル内に整備する商業フロアについては、調査事業に基づき、周辺への波及効果があり、来街者の増加に寄与する魅力的な商業空間を整備することとしている。</u> 当事業を三日町にぎわい拠点整備事業とともに実施することにより、中心市街地の新たな回遊拠点の一つとして、賑わいの回復に寄与することが期待される。	[措置の内容] 社会資本整備 総合交付金(優良建築物等整備事業) [実施時期] 平成 25~28 年度	
中心商店街空き店舗・空き床解消事業 [内容] (略)	(略)	(略)	(略)	

(3) ~ (4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 略

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 略

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 [1] 略

[2] 具体的事業の内容

(1) ~ (2) ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
八日町地区複合ビル整備事業【再掲】 [内容] (略)	(略)	(略)	(略)	
六日町地区複合ビル整備事業 [内容] 老朽化した2つのビルを解体し、複合商業ビルを整備する [実施時期] 平成 25~28 年度	江陽閣	当地区は中心市街地の東西の軸となる主要な幹線道路に面し、バス路線網の結節点となる中心街ターミナルの向かいにある市内交通の要衝である。かつては、両ビルとも商業施設として賑わっていたが、現在は空ビルになっている。特に、平成19年のファッションビル「R e c . 」閉店は、中心市街地の賑わいが大きく失われる一因となったため、賑わいを取り戻すためには、当地区の再整備が必要である。 当事業を三日町にぎわい拠点整備事業とともに実施することにより、中心市街地の新たな回遊拠点の一つとして、賑わいの回復に寄与することが期待される。	[措置の内容] 社会資本整備 総合交付金(優良建築物等整備事業) [実施時期] 平成 25~28 年度	
中心商店街空き店舗・空き床解消事業 [内容] (略)	(略)	(略)	(略)	

(3) ~ (4) 略

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 略